

○水戸市国際交流センター条例

平成17年 9 月27日

水戸市条例第44号

水戸市国際交流センター条例（平成10年水戸市条例第 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の 2 第 1 項の規定に基づき、国際交流センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 世界の多様な文化や人々との相互理解を深め、市民主体の国際交流活動を推進するとともに、本市の国際化の進展に寄与するため、国際交流センターを次のとおり設置する。

名称 水戸市国際交流センター

位置 水戸市備前町 6 番59号

（事業）

第 3 条 水戸市国際交流センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 海外諸都市との国際交流の推進に関する事。
- (2) 市民の国際交流活動に対する支援に関する事。
- (3) 国際交流に関する講演、講座、研修等に関する事。
- (4) 市内に在住する外国人に対する支援に関する事。
- (5) 国際交流に関する情報の収集及び提供に関する事。
- (6) 施設の利用に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関する事。

（指定管理者による管理）

第 4 条 市長は、法第244条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第 5 条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) センターの維持管理に関する事。
- (2) 第 3 条に規定する事業の運営に関する事。
- (3) センターの使用の許可に関する事。
- (4) センターの使用料の徴収に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上必要があると認める事。

（使用時間及び休日）

第 6 条 センターの使用時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。

2 センターの休日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（土曜日に当たる場合は、その日を除く。）。ただし、その日が月曜日に当たる場合は、次の開館日に当たる日とする。

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長が特に必要があると認めるときは、使用時間及び休日を変更するものとする。

（使用の許可）

第7条 センターを使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前項の規定による許可に条件を付すことができる。

（使用の不許可）

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。

(4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。

(5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

（権利譲渡等の禁止）

第9条 第7条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用の許可の取消し等）

第10条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限するものとする。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、指定管理者は、その責めを負わない。

(1) 第8条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

（原状回復等）

第11条 使用者は、センターの使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、指定管理者において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(目的以外の使用)

第12条 指定管理者は、別表に掲げるセンターの施設を第3条に規定する事業の実施を妨げない限度において、第2条に規定する設置目的以外の目的に使用させることができる。この場合においては、第6条から前条までの規定を準用する。

2 前項の規定において準用する第7条第1項の規定により目的以外の使用の許可を受けた者は、当該許可を受けた際に、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除するものとする。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付するものとする。

(1) 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(損害賠償等)

第13条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の水戸市国際交流センター条例の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表 (第12条関係)

施設名 \ 使用時間	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
多目的ホール	3,600円	4,800円	4,800円	13,200円
研修室	1,800円	2,400円	2,400円	6,600円
実習室	1,800円	2,400円	2,400円	6,600円
調理室	1,800円	2,400円	2,400円	6,600円
和室	1,200円	1,800円	1,800円	4,800円